

# 相模原市立桜台小学校 PTA 規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は相模原市立桜台小学校PTAと称し、事務所を桜台小学校に置く。  
桜台小学校の住所は、神奈川県相模原市南区相模台7-7-1である。

## 第2章 目的及び活動

第2条 この会は教育基本法にのっとり、桜台小学校児童の保護者と教職員が協力して、子供たちの健全な成長をはかることを目的として次の活動を行なう。

1. より良い子供たちの生活をめざし、会員の要望を具体化するために活動する。
2. 子供たちの校内・校外における生活環境を良くし、必要ある場合はその要求活動を行なう。

## 第3章 方針

第3条 この会は次の方針に従って活動する。

1. 児童・青少年教育ならびに福祉のため活動する他の団体・機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、この会の役職の名で公私の選挙活動を行なわない。
3. 自主独立他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けない。又学校の人事、その他管理には干渉しない。
4. もっぱら営利を目的とする様な行為は行なわない。

## 第4章 会員及び会費

### 第4条 会員

1. この会の会員は本校に在籍する児童の保護者及び教職員とする。
2. 児童が本校に入学すると共に会員となり、児童が卒業又は転校すると共にその資格を失う。
3. 会員はこの会に対し平等の権利を持ち、平等の義務と責任を負う。
4. 新入会員については、児童の新・転入学にあたり、役員会がこの会の主旨を説明する。

### 第5条 会費

1. 会員は会費を納めるものとし、その額は毎年度の定期総会で決定する。
2. 会費を減免する必要がある場合は役員会の協議によるものとする。

## 第5章 本部役員

第6条 この会に次の本部役員（以下役員と呼ぶ）を置く。校長は顧問とする。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名以上（保護者2以上、教職員1）
3. 書記 3名以上（保護者2以上、教職員1）
4. 会計 2名以上（保護者2以上）
5. 庶務（会長が必要と認める場合、保護者1名以上を選出できるものとする）

第7条 役員の仕事

1. 会長はこの会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は全委員会・運営委員会の記録・管理及び庶務にあたる。
4. 会計はこの会の会計一切を担当し、財産管理にあたる。

第8条 役員の仕事は1ケ年とし、再任はさまたげない。  
但し、同役職では任期を3ケ年までとする。

第9条 役員の仕事は別に定める規程による。

## 第6章 会計監査

第10条 この会に会計監査を置く。

会計監査 3名以上（保護者2以上、教職員1）

第11条 会計監査はこの会の会計を監査し、定期総会において報告する。

第12条 会計監査の仕事は1ケ年とし、他の役員・委員を兼ねることはできない。

第13条 会計監査が任期中に欠員を生じた場合には、全委員会の承認を得て決定する。

第14条 会計監査の仕事は別に定める規程による。

## 第7章 常設委員及び特別委員

第15条 この会に次の委員を置く。

1. 学年委員
2. 校外生活指導委員（地区委員）
3. 特別委員
4. ベルマーク委員
5. さくらフェスタ実行委員

第16条 委員の仕事

1. 学年委員は子供たちの教育向上のため、学年全体の連絡をはかり、担任教師に協力する。学年委員は会員の学年的な要望、意見を運営委員会に反映させ、学年運営の円滑をはかる。なお、行事運営にあたっては会員相互の教養を高めるための研修活動・文化活動を行なうようにつとめる。
2. 校外生活指導委員（地区委員）は校外における児童の安全と健全育成のために地域の人々

と協力連帯し、環境の改善を図り、より良い地域社会を作るようにつとめる。  
地区長は地区代表として、会員の地区的な要望・意見を運営委員会及び校外生活指導委員会に反映させ、地区運営の円滑をはかる。  
相模台公民館青少年部員は、児童の地域での健全育成のために公民館での活動に協力し、その報告を運営委員会にて行い、地域との連携をはかる。

3. 特別委員は示された特別事項の目的達成のため努力する。
4. ベルマーク委員は児童の学校生活の充実をはかるために、会員よりベルマークを集め、学校備品の補充に役立てる。
5. さくらフェスタ実行委員は、学校と地域との結びつきを深め、子供と先生と親と地域の方々とがふれあい、子供たちが楽しく過ごす機会を持つために活動する。

#### 第17条 委員の任期

1. 常設委員の任期は1ケ年とし、原則として再任されない。但し、後任者決定まではその任に留まるものとし、期の途中から就任したものは前任者の残任期間とする。
2. さくらフェスタ実行委員の任期は事業終了までとし、重任・再任をさまたげない。

#### 第18条 委員の選出及び構成

1. 学年委員は各学年において、学級数×2名を選出する。
2. 校外生活指導委員（地区委員）は地区の実情により必要人員を地区会において選出し、互選により正副地区長を決める。  
正副地区長は校外生活指導委員会を構成する。  
校外生活指導委員会の正副委員長は選出された委員の互選によって決める。  
なお、正副校外生活指導委員長が選出された地区は必要あれば後任を補充することが出来る。
3. 特別委員は運営委員会においてその選出方法を定める。正副委員長はそれぞれの委員の互選により決める。
4. ベルマーク委員は、各学年より学級数×1名を選出し正副委員長は選出された委員の互選によって決める。
5. さくらフェスタ実行委員は、各学年より学級数×2名を選出し正副委員長は選出された委員の互選によって決める。

### 第8章 会議

第19条 この会の会議は総会・全委員会・運営委員会・役員会・校外生活指導委員会・特別委員会・ベルマーク委員会・さくらフェスタ実行委員会・学年会・地区会とする。

#### 第20条 総会

1. 総会は本会の最高決議機関とし、定期総会・臨時総会とする。
2. 総会は会長が招集する。

3. 定期総会は年1回とし、事業報告・収支決算報告及び事業計画案・収支予算案・重要事項を審議し、新年度会員の承認を得る。
4. 臨時総会は会員の5分の1以上の要求ある場合、又は運営委員会で必要と認めた時に開催する。
5. 総会は委任状を含め、全会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
6. 総会の決議は出席者の過半数の賛成により決定する。但し、委任状は採決数には含めない。

#### 第21条 全委員会

1. 全委員会はこの会の委員全員をもって組織し、総会に次ぐ決議機関として必要事項を審議・決定する。
2. 全委員会は全委員の3分の2以上の出席をもって成立し、会長が招集する。
3. 全委員会の決議は出席者の過半数の賛成により決定する。

#### 第22条 運営委員会

1. 運営委員会はこの会の運営に任じ、諸活動の中心として学校・地区・学年間の連絡・調整をはかり必要事項について協議・決定の上実施する。
2. 運営委員会は会長が招集する。
3. 運営委員会はこの会の運営を円滑にするために役員・各学年委員・正副校外生活指導委員長・相模台公民館青少年部員・特別委員長・ベルマーク委員長・さくらフェスタ実行委員長をもって組織する。

#### 第23条 役員会

役員会は顧問・会長・副会長・書記・会計（選出された場合は庶務）で組織し、この会の運営全般に関する事項等を協議する。

#### 第24条 校外生活指導委員会

1. 校外生活指導委員会は各地区の正副地区長と担当教職員をもって組織し、校外における児童の安全と健全育成をめざす。
2. 校外生活指導委員会の長は目的の範囲内で必要あれば対外的にこの会を代表することができる。

#### 第25条 特別委員会

1. 会員からの要望ある場合実施目的を定め総会又は、運営委員会の承認を得て特別委員会を設置する。
2. 特別委員会の長は目的の範囲内で必要があれば対外的にこの会を代表することができる。

## 第26条 学年会

1. 学年会は必要により学年委員の合議により招集し、必要事項を協議する。

## 第27条 地区会

1. 地区会及び地区委員会は地区長が招集し、必要事項を協議する。
2. 各地区は必要に応じ班・組などの組織を設け、独立の会計組織を持つことが出来、収支の承認等は地区の責任において行なうものとする。
3. 地区の分離・合併については運営委員会の決議を要する。

## 第9章 会計

第28条 この会の経費は会費その他の収支をもってこれにあてる。

第29条 この会の資産はこの会の目的以外に使用・支出してはいけない。

第30条 この会の決算は会計監査を経て定期総会に報告され、その承認を得なければならない。

第31条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10章 ベルマーク委員会

### 第32条 任務

1. ベルマーク委員会は各学年より学級数×1名選出された委員で組織し、会員に積極的にベルマークを提供してもらうよう努める。
2. ベルマーク委員会はベルマーク委員長が招集する。

### 第33条 ベルマーク集計方法と点数の取り扱いについて

1. ベルマークの集計方法については、年度始めのベルマーク委員会において、協議・決定し実施する。
2. 集計した点数の扱いについては、ベルマーク委員会と学校で協議・決定し、運営委員会の承認を得て決定するものとする。

## 第11章 さくらフェスタ実行委員会

### 第34条 任務

1. さくらフェスタ実行委員会は各学年より学級数×2名選出された委員で組織し、さくらフェスタの企画、運営する。
2. さくらフェスタ実行委員会は、さくらフェスタ実行委員長が招集する。

### 第35条 任期

1. 年度始めに委員の選出を行ない、さくらフェスタ終了後、運営委員会での報告をもって

任期を終わる。

## 第12章 慶弔規程

第36条 会員及び児童が死亡した場合は、弔慰金をおくる。その金額は定期総会で決定する。  
その他、災害見舞い及び慶弔の意を表す必要が生じた場合は、役員会で審議・決定する。

## 第13章 その他

第37条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改廃する事が出来る。

## 附則

1. 本会の設立年月日は昭和45年11月7日とする。  
この規約は昭和45年11月7日より実施する。
1. この規約は昭和49年6月22日に一部改正、実施する。
1. この規約は昭和53年4月15日に一部改正、実施する。
1. この規約は昭和58年12月10日に一部改正、実施する。
1. この規約は昭和60年2月2日に一部改正、実施する。
1. この規約は昭和61年4月19日に一部改正、実施する。
1. この規約は平成3年2月16日に一部改正、実施する。
1. この規約は平成5年4月24日に一部改正、実施する。
1. この規約は平成14年5月8日に一部改正、実施する。
1. この規約は平成19年4月26日に一部改正、実施する。
1. この規約は平成21年4月30日に一部改正、実施する。
1. この規約は平成25年4月1日に一部変更、実施する。
1. この規約は平成26年3月13日に一部改正、実施する。
1. この規約は平成27年4月21日に一部改正、実施する。
1. 推薦委員は平成28年4月19日に廃止する。
1. この規約は平成29年4月24日に一部改正、実施する。
1. この規約は令和元年12月3日に一部改正、実施する。